防衛装備庁訓令第24号

防衛装備庁における専決及び代決に関する訓令を次のように定める。

平成27年10月1日

改正

防衛装備庁長官 渡辺 秀明 防衛装備庁における専決及び代決に関する訓令

平成 2 8 年 4 月 1 日 庁 訓 第 4 号 平成 2 8 年 9 月 2 9 日 庁 訓 第 6 号 平成 2 9 年 2 月 2 3 日 庁 訓 第 1 号 平成 2 9 年 3 月 2 4 日 庁 訓 第 6 号 平成 2 9 年 1 1月 2 7 日 庁 訓 第 1 6 号 平成 3 1 年 1 月 1 7 日 庁 訓 第 1 号 令和 2 年 3 月 3 1 日 庁 訓 第 5 号 令和 4 年 5 月 3 0 日 庁 訓 第 1 1 号 令和 5 年 3 月 3 1 日 庁 訓 第 9 号 令和 5 年 6 月 2 9 日 庁 訓 第 7 号

令和5年7月31日庁訓第22号 令和5年10月26日庁訓第28号 令和6年3月29日庁訓第17号 令和6年5月16日庁訓第19号 令和6年9月30日庁訓第27号

(趣旨)

第1条 この訓令は、防衛装備庁における専決及び代決 に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

- 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意 義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 専決 当該事項について権限を有する者の委任に 基づき、常に代わって決裁することをいう。
 - (2) 代決 当該事項について権限を有する者が出張、 休暇その他の理由により不在の場合、臨時的に代わ って決裁することをいう。
 - (3) 長官 防衛装備庁長官をいう。
 - (4) 審議官等 長官官房審議官、装備政策部長、プロ

ジェクト管理部長、技術戦略部長、調達管理部長及び調達事業部長をいう。

- (5) 調達総括官等 調達総括官及び総括装備調達官をいう。
- 課長等 長官官房総務官、長官官房人事官、長官 (6)官房会計官、長官官房監察監査・評価官、長官官房 装備開発官、長官官房艦船設計官、装備政策部装備 政策課長、装備政策部国際装備課長、装備政策部装 備保全管理課長、プロジェクト管理部事業計画官、 プロジェクト管理部事業監理官、プロジェクト管理 部 装 備 技 術 官 、 技 術 戦 略 部 技 術 戦 略 課 長 、 技 術 戦 略 部技術計画官、技術戦略部技術振興官、調達管理部 調達企画課長、調達管理部原価管理官、調達事業部 需品調達官、調達事業部武器調達官、調達事業部電 子音響調達官、調達事業部艦船調達官、調達事業部 航空機調達官及び調達事業部輸入調達官をいう。
- (7) 物別官 調達事業部需品調達官、調達事業部武器調達官、調達事業部電子音響調達官、調達事業部艦

船調達官、調達事業部航空機調達官及び調達事業部輸入調達官をいう。

(8) 物別室長 調達事業部需品調達官付試作・基盤強化措置室長、調達事業部需品調達官付機械車両室長、調達事業部武器調達官付弾火薬室長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室長、調達事業部電子音響調達官付電子計算機室長、調達事業部艦船調達官付誘導武器室長、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室長及び調達事業部輸入調達官付有償援助調達室長をいう。

(専決事項)

第3条 この訓令で定める専決事項は、別表に掲げると おりとする。ただし、重要又は異例に属するものにつ いてはこの限りでない。

(再委任)

- 第4条 審議官等は、前条の規定により委任を受けた専 決事項について、課長等に委任することができる。
- 2 審議官等は、前項の規定により専決事項を課長等に

委任しようとするときは、次に掲げる基準に従い、あ らかじめ長官の承認を得るものとする。

- (1) 当該専決事項を委任することにより事務の効率化 が図られること。
- (2) 委任する専決事項が2以上の課等の所掌に係るものでないこと。

(代決)

第5条 次の表の左欄に掲げる者の代決は、右欄に掲げ る者が行うものとする。

| 決裁権者 | 代決者 |
|---------|---------------|
| 長官 | 長官官房審議官 |
| 防衛技監 | 審議官等のうち防衛技監の指 |
| | 定する者 |
| 長官官房装備官 | 長官官房装備官の指定する課 |
| | 長等 |
| 審議官等 | 審議官等の指定する調達総括 |
| | 官等又は課長等 |
| 調達総括官等 | 調達総括官等の指定する物別 |

| | 官又は物別室長 |
|------|-------------|
| 課長等 | 課長等の指定する職員 |
| 物別室長 | 物別室長の指定する職員 |

- 2 代決を行った者は、代決に係る事項について必要と 認めるときは、速やかに当該事項について権限を有す る者に報告しなければならない。
- 3 長官及び長官官房審議官が不在の場合には、当該事項を所掌する部長が、長官官房の所掌する事項については装備政策部長が、これを代決することができる。 (代決者の指定の報告)
- 第6条 前条第1項の規定に基づき、代決者の指定を行う場合は、あらかじめ又は関係職員の異動の都度、長官に通知するものとし、様式は別記様式に定めるとおりとする。

(長官が防衛大臣の承認を得て指定する防衛装備庁の 職員)

第7条 防衛大臣の決裁並びに専決及び代決に関する訓令(昭和35年防衛庁訓令第5号)第7条に規定する

長官が防衛大臣の承認を得て指定する防衛装備庁の職員は、第2条第6号に規定する職員をいう。

(合議)

第8条 この訓令を改廃する場合には、大臣官房文書課 に合議するものとする。

附則

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日庁訓第4号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月29日庁訓第6号)

- 1 この訓令は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 人事評価に関する訓令(平成28年防衛省訓令第56号。以下「人事評価訓令」という。) 附則第3条及び第4条の規定によりなお従前の例によることとされた勤務評定に関する訓令の一部を改正する訓令(平成27年防衛省訓令第59号) 附則第2項の規定により、定期評定の期日が平成28年9月30日とされている勤務評定に関する訓令(昭和33年防衛庁訓令第1

0号。以下「勤務評定訓令」という。)の規定による 定期評定及び人事評価訓令の施行の日の前日において 条件付採用期間中であった隊員の勤務評定訓令の規定 による特別評定に係る評定系統の防衛大臣への申請に ついては、なお従前の例による。

附 則 (平成29年2月23日庁訓第1号) この訓令は、平成29年2月23日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日庁訓第6号) この訓令は、平成29年3月27日から施行する。

附 則 (平成29年11月27日庁訓第16号) この訓令は、平成29年11月30日から施行する。

附 則(平成31年1月17日庁訓第1号)

この訓令は、平成31年1月17日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日庁訓第5号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日庁訓第4号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年5月30日庁訓第11号)

この訓令は、令和4年6月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日庁訓第9号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 暫定再任用(国家公務員法等の一部を改正する法律 (令和3年法律第61号。以下「令和3年国公法等改 正法」という。)附則第9条第1項若しくは第2項又 は第10条第1項若しくは第2項の規定により採用す ることをいう。以下同じ。)の意向調査に関すること 、 暫 定 再 任 用 職 員 (令 和 3 年 国 公 法 等 改 正 法 附 則 第 9 条第1項若しくは第2項又は第10条第1項若しくは 第2項の規定により採用された職員をいう。)の社会 保険に関する事務手続に関すること、暫定再任用の決 定等に係る通知に関すること、暫定再任用の状況の報 告に関することについては、防衛装備庁における専決 及び代決に関する訓令別表の第4項の表人事官の項中 第24項及び別表の第13項中第38項、第45項及

び第46項の規定を準用する。

附 則(令和5年7月31日庁訓第22号) この訓令は、令和5年8月1日から施行する。

附 則(令和5年10月26日庁訓第28号) この訓令は、令和5年10月26日から施行する。

附 則(令和6年3月29日庁訓第17号) この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年5月16日庁訓第19号) この訓令は、令和6年5月16日から施行する。

附 則 (令和 6 年 9 月 3 0 日庁訓第 2 7 号) この訓令は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。 別表 (第 3 条関係)

1 防衛技監専決事項

| 所掌する課長等 | 専 決 事 項 |
|---------|-----------------|
| 装備開発官、艦 | 装備品等の標準化に関する訓 |
| 船設計官及び事 | 令(昭和43年防衛庁訓令第3 |
| 業監理官並びに | 3号。以下「標準化訓令」とい |
| 防衛装備庁の施 | う。) 第14条第2項第3号及 |

| 設等機関の長 | び第4項の規定に基づく仕様書 |
|-------------------|----------------|
| | の作成に関すること(別に定め |
| | るものを除く。)。 |
| 装備開発官、事 | 防衛装備庁の装備品等の研究 |
| 業計画官、事業 | 開発に関すること(プロジェク |
| 監理官、技術戦 | ト管理部長及び技術戦略部長専 |
| 略課長、技術計 | 決事項を除く。)。 |
| 画官及び技術振 | |
| 興官 | |
| 技術振興官 | 安全保障技術研究推進制度に |
| | 関すること。 |

2 長官官房装備官専決事項

| 所掌する課長等 | 専 決 事 項 |
|---------|-----------------|
| 装備開発官及び | 1 標準化訓令第14条第2項 |
| 事業監理官 | 第3号及び第4項の規定に基 |
| | づく仕様書の作成に関するこ |
| | と(別に定めるものを除く。)。 |
| | 2 装備官の担当する委託又は |

試作の成果に関し、当該契約の相手方が公表の承諾を求めてきた場合における回答に関すること(特に重要なもの若しくは異例なもの又は秘密区分の指定のあるものを除く。)。

- 3 各幕僚監部からの軽易な依頼に対する回答に関すること。
- 4 各幕僚監部への軽易な依頼 に関すること。
- 5 技術試験等組織別経費配分 についての通知に関するこ と。

艦船設計官

1 船舶の造修等に関する訓令 (昭和32年防衛庁訓令第4 3号。以下「船舶造修訓令」 という。)第3条の規定に基 づく技術上の基準及び使用の 基準及び取扱いの基準に係る 陸上幕僚長との協議に関する こと。

- 2 船舶造修訓令第10条の規 定に基づく設計等の基準に係 る海上幕僚長との協議に関す ること。
- 3 船舶造修訓令第14条及び 第18条の規定に基づく基本 計画に係る海上幕僚長との協 議に関すること。
- 4 船舶造修訓令第15条及び 第18条の規定に基づく基本 設計に係る海上幕僚長との協 議並びに大臣への申請及び報 告に関すること。
- 5 船舶造修訓令第21条の規

定に基づく就役条件の検討に 係る海上幕僚長との協議に関 すること。

- 6 船舶造修訓令第22条第3 項の規定に基づく能力試験に 係る海上幕僚長との協議に関 すること。
- 7 船舶造修訓令第23条第3 項の規定に基づく老齢船舶の 調査に係る海上幕僚長等との 協議に関すること。
- 8 船舶造修訓令第25条第1 項の規定に基づく特定の船舶 等の基本設計の作成に関する こと。
- 9 装備品等及び役務の調達実施に関する訓令(昭和49年 防衛庁訓令第4号。以下「調

達実施訓令」という。)第1 3条の規定に基づく文書、図 画、見本等に係る海上幕僚長 等からの協議に対する回答に 関すること(模型審議及び技 術審査の委員の派出を含む。)。

- 1 0 装備官の担当する委託の 成果に関し、当該契約の相手 方が公表の承諾を求めてきた 場合における回答に関すること と(特に重要なもの若しくは 異例なもの又は秘密区分の指 定のあるものを除く。)。
- 11 各幕僚監部からの軽易な 依頼に対する回答に関すること。
- 12 各幕僚監部への軽易な依頼に関すること。

- 1 3 防衛装備庁の内部部局に 勤務する職員の建造中の艦船 への乗艦手続に関すること。
- 14 標準化訓令第14条第2項第3号及び第4項の規定に基づく仕様書の作成に関すること(試作品を除く。)。

3 審議官等共通専決事項

| 所掌する課長等 | 専決事項 |
|---------|----------------|
| 課長、長官官房 | 1 定例的又は軽易な事項に係 |
| 及び各部に置か | る長官名による通達類に関す |
| れる課長に準ず | ること。 |
| る職並びに調達 | 2 照会、回答及び依頼等に関 |
| 事業部に置かれ | すること(課長等共通に掲げ |
| る室の長 | るものを除く。)。 |
| | 3 審議官等又は課長等が主催 |
| | する会議等を実施するための |
| | 長官名による通達及び依頼等 |

に関すること。

- 4 長官に供覧した文書の処置 に関すること(当該供覧文書 において審議官等が処置する ことを明記した場合に限 る。)。
- 5 緊急の事態に際して、防衛装備庁における特定秘密 7年 で関する訓令(平成27年 防衛装備庁訓令第27号。 いうでいがでは、下「特定秘庁」というでは、ア「特定秘庁」というでは、ア「ないの規定を発する。 内閣保全監視委員会及び内閣府独立公主をですること。
- 6 特定秘庁訓令第33条第1 項の規定による他の行政機関 への特定秘密文書等の交付又

は特定秘密の伝達の承認に関すること。

- 7 特定秘庁訓令第35条第2 項の規定による適合事業者と の特定秘密文書等の交付又は 特定秘密の伝達の承認に関す ること。
- 8 特定秘庁訓令第33条第3項、第35条第4項又は第3 8条第3項の規定による特定 秘密文書等の交付又は特定秘密の伝達に係る他の行政機関の長の同意の取得に関すること。
- 9 特定秘庁訓令第39条第1 項の規定による特定秘密文書 等の交付又は特定秘密の伝達 の承認に関すること(特定秘

密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第1 0条第1項第1号イに掲げる 場合を除く。)。

- 1 0 防衛装備庁の内部部局に 勤務する隊員の航空機への搭 乗承認、通知及び依頼に関す ること。
- 1 1 部外者の航空機への搭乗 依頼に関すること。

4 長官官房審議官専決事項

| 所掌する課長等 | 専決事項 |
|---------|----------------|
| 総務官及び会計 | 標準化訓令第14条第2項第 |
| 官 | 3号及び第4項の規定に基づく |
| | 仕様書の作成に関すること(試 |
| | 作品を除く。)。 |
| 総務官 | 1 広報資料の収集及びその編 |
| | 集発行に関すること。 |

- 2 防衛装備庁において契約履行中の装備品等の取材に係る契約相手方への便宜供与の依頼及び地方防衛局等の補助者への通知に関すること。
- 3 防衛省の損害賠償に関する 訓令(昭和39年防衛省内訓 第5号)に基づく損害賠償業 務に関すること。
- 4 公文書等の管理に関する法 律(平成21年法律第66号) 第8条第1項に規定する行政 文書ファイル等の国立公文書 館等への移管及び破棄に関する ることの調前とは関する ることの当該破棄に係る内閣 定する当該協議及び同項後 理大臣との協議及び同項後 に規定する新たな保存期間

び保存期間の満了する日の設 定並びに同条第3項に規定す る国立公文書館等において 利用の制限を行うことが適切で あると認める旨の意見を付 あることに関することを む。)。

- 5 公文書等の管理に関する法 律第9条第1項及び第3項に 規定する行政文書の管理状況 の報告並びに同項に規定する 資料の提出に関すること。
- 6 公文書等の管理に関する法 律第18条第3項に規定する 特定歴史公文書等を利用させ ることについての意見書の提 出に関すること。
- 7 公文書等の管理に関する法

律施行令(平成22年政令第250号)第13条に規定する行政文書ファイル管理簿の閲覧場所の官報公示に関すること(閲覧場所の変更に係るものを含む。)。

行政機関の保有する情報の 公開に関する法律(平成11 年法律第42号)に基づく移 送、意見書提出の機会付与、 開示決定等(同法第9条各項 の決定をいう。)、開示決定 等期限の延長、開示決定等期 限の特例、開示手数料の減額 又は免除、開示決定等につい ての不服申立ての情報公開・ 個人情報保護審査会への諮問 及び不服申立てに対する裁決

又は決定に関すること。

- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第 3項に関する法律の公開にだける。3項にだける。おいでする。おい規定するの判別をに関するに規定する他の調整による条第1項にの実施との調整によるは関することは関することは関すること
- 10個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づく利用目的以外の目的のための利用又は提供、外国にある第三者への提供、外国にある第三者の機会付与、開示決定等(同法第82条各項の決定をいう。)、開示

決定等期限の延長、開示決定 等期限の特例、訂正決定等(同法第93条各項の決定をい う。)、訂正決定等期限の延 長、訂正決定等期限の特例、 保有個人情報の提出先への通 知、利用停止決定等(同法 第101条各項の決定をい う。)、利用停止決定等期限 の延長、利用停止決定等期限 の特例、開示決定等、訂正決 定等又は利用停止決定等につ いての審査請求の情報公開・ 個人情報保護審査会への諮問 及び審査請求に対する裁決又 は決定に関すること。

11 個人情報の保護に関する 法律第68条第1項に規定す

る漏えい等の報告に関すること。

- 1 2 個人情報の保護に関する 法律第74条第1項及び第3 項に規定する個人情報ファイ ルの保有等に関する通知に関 すること。
- 1 3 個人情報の保護に関する 法律第87条第4項ただし書 に規定する正当な理由の判断 に関すること及び同法第88 条第1項に規定する他の法令 による開示の実施との調整に 関すること。
- 1 4 防衛省の情報保証に関する訓令(平成19年防衛省訓令第160号。以下「情報保証省訓令」という。)第23

条の規定に基づく情報システムの部外への設置承認及び通知に関すること。

- 1 5 情報保証省訓令第26条 の規定に基づく情報システム の運用承認及び通知に関する こと。
- 1 6 防衛装備庁の情報保証に 関する訓令(平成27年防衛 装備庁訓令第12号)第17 条の規定に基づく情報保証に 関する教育及び訓練に関する 通知に関すること。
- 17 情報保証省訓令第27条 の規定に基づく運用承認の実 績の防衛大臣への報告に関す ること。
- 18 自衛隊の暗号に関する訓

令(昭和59年防衛庁訓令第2号)第5条の規定に基づくファイル暗号化ソフトで使用する暗号の強度審査依頼に対する回答に関すること。

人事官

- 1 行政職(一) 5級以下、研究職3級以下及び行政職(二)
 の事務官等の任免、休職、休業、育児短時間勤務、 昇格、降格、優良昇給及び入校等に関すること。
- 2 非常勤職員の任免(人事官 専決事項を除く。)に関する こと。
- 3 2 佐以下の自衛官の任免、 休職、復職、昇給、補職(1 佐をもって充てる職に補職さ れる場合を除く。)及び入校

等に関すること。

- 4 職員(防衛省の職員の給与 等に関する法律(昭和27年 法律第266号)第6条の列 定の適用を受ける職員及び一 般職の職員の給与に関するる号) 第19条の4第2項に規定する特定管理職員を除く。) 第19条の4第2項に対っている。 勤勉手当の成績率の決定に関すること。
- 5 俸給支給機関の長としての 事務(人事官専決事項を除 く。)に関すること。
- 6 公務員宿舎の設置計画に関 すること。
- 7 厚生委員会の委員の指名及 び同委員会に対する諮問に関

すること。

- 8 職員の健康管理(人事官専 決事項及び施設等機関の長専 決事項を除く。) に関するこ と。
- 9 防衛装備庁の内部部局に勤務する職員の勤労者財産形成 貯蓄等に係る業務に関すること。
- 10 共済組合に関連して必要な防衛装備庁の業務に関すること。
- 11 職員の教育訓練に関すること。
- 1 2 防衛技官(研究職)の任 用上申に関すること。
- 13 採用予定者数の試験管理事務局長への通知に関するこ

ے 。

- 1 4 自衛官の業務管理教育の 受講候補者の選考及び発令等 に関すること。
- 1 5 事務官等及び自衛官の 2 佐職以下の研修候補者の選考 及び発令等に関すること。
- 1 6 防衛省の職員の給与等に 関する法律第 5 条第 2 項の規 定に基づく昇給の発令に関す ること。
- 17 科学技術・イノベーショ ン創出の活性化に関する法律 (平成20年法律第63号) 第18条の規定に基づく事務 官等の研究公務員の研究集会 への参加の承認に関するこ

- 18 隊員の分限、服務等に関する訓令(昭和30年防衛庁訓令第59号)第14条の規定に基づく事務官等の兼業兼職の承認に関すること。
- 19 事務官等の行政職(一) 5級以下(相当級を含む。) 及び自衛官の2佐職以下の人 事発令事項に関すること。
- 2 0 幹部自衛官に係る補職、 再任用及び退職に関する事項 並びに昇任及び昇給に関する 事項の各幕僚監部への通知等 に関すること。
- 2 1 俸給支給機関の指定等に 関する訓令(昭和30年防衛 庁訓令第9号)第2条の2の 規定に基づく防衛装備庁に勤

務する職員に対する俸給の繰 上げ支給の承認に関するこ と。

- 2 2 国家公務員宿舎法施行令 (昭和33年政令第341号) 第5条の規定に基づく長官に 委任された宿舎の設置計画 に関する事務並びに宿舎の維 持及び管理に関する事務に関 すること。
- 2 3 国家公務員法(昭和22 年法律第120号)第73条 第1項による国家公務員福利 厚生基本計画(内閣総理大臣 決定。3.3.20)に基づ く隊員のレクリエーションで く隊員の決定及び通知並び 実施要領の決定及の報告に に実施結果の大臣への報告に

関すること。

- 2 4 定年前再任用(自衛隊法 (昭和29年法律第165号。 以下「法」という。)第41 条の2第1項の規定により採 用することをいう。以下同 じ。)及び再任用(法第45 条の2第1項の規定により採 用することをいう。以下同 で。)の意向調査に関すること。
- 25 兼務に係る手当の支給等 に係る防衛大臣への報告に関 すること。
- 26 自衛隊法施行規則(昭和
 29年総理府令第40号)第
 65条の4、第65条の8、
 第65条の11、第65条の

- 13、第65条の14及び第65条の15並びに一般定年 65条の15並びに一般定年 等隊員の退職管理に関する共 同命令第1条、第2条及び第 3条に基づく防衛大臣への届 出又は申請に関すること。
- 27 人事教育局長からの通知 文書に基づく叙勲等の資格者 等についての回答に関するこ と。

会計官

- 1 防衛装備庁の物品管理に関する訓令(平成27年防衛装備庁訓令第10号。以下「物保護の関連を関係を関する」という。)第22条第1項の規定に基づく物品で失(損傷等)の長官の裁定に関すること。
- 2 装備品等経密の指定等に関する副令(令和6年防衛品等) 令第10号。以下「装備品等 一番部別では、第3条第1項を対する事がである。 第4条第1項の表別では、第4条第1項の表別では、第4条第1項の表別では、第4条第1項の表別では、第4条第1項の表別では、第4条第1項の表別では、第4条第1項の表別では、第4条第1項の表別では、第4条第1項の表別では、第4条第1項の表別では、第4条第1項を表別では、第4条第1項を表別では、第4条第1項を表別である。
- 3 装備品等秘密訓令第12条の規定による防衛大臣に対す

| | る装備品等秘密文書等の管理 |
|---------|----------------|
| | 状況の報告に関すること。 |
| 監察監査・評価 | 1 防衛省の政策評価の実施に |
| 官 | 係る防衛装備庁内への通知に |
| | 関すること。 |
| | 2 防衛監察の実施に関する訓 |
| | 令(平成19年防衛省訓令第 |
| | 57号)に基づく年度防衛監 |
| | 察等の通知に係る防衛装備庁 |
| | 内への通知に関すること。 |
| | 3 防衛監察本部の事務の遂行 |
| | に必要な事項に関する協力に |
| | ついて、防衛装備庁内への通 |
| | 知に関すること。 |

5 装備政策部長専決事項

| 所掌する課長等 | 専決事項 |
|---------|----------------|
| 装備政策課長 | 1 防衛省が調達する装備品等 |
| | の開発及び生産のための基盤 |

- 2 防衛生産基盤強化法第4条 第4項の規定による装備品安 定製造等確保計画の作成及び 提出の促しに関すること。
- 3 防衛生産基盤強化法第17条第1項の規定による装備移転支援業務規程の認可及び同

条第6項の規定による装備移 転支援業務規程の変更の命令 に関すること。

- 4 防衛生産基盤強化法第30 条第2項の規定による施設 表第理業務規程の認可、 部を理業務定による施設 第5項の規定よる施設 管理業務定に変更の合い。 で同条第8項の規定による監督 設委託管理業務に関すること。 上必要な命令に関すること。
- 5 防衛生産基盤強化法第31 条の規定による指定装備品製 造施設等の目的外使用の承認 に関すること。
- 6 防衛生産基盤強化法第32条第1項の規定による施設委託管理業務に関する必要な報

告又は資料の提出の求め及び 立入検査に関すること。

国際装備課長

1 防衛生産基盤強化法第12 条の規定による装備移転仕様 等調整計画の実施状況その他 必要な事項に関する報告又は 資料の提出の求め及び防衛生 産基盤強化法第13条の規定 による装備移転仕様等調整に 係る改善の命令に関するこ と。

- 2 防衛生産基盤強化法第18 条第4項の規定による余裕金 の運用に係る有価証券及び金 融機関の指定に関すること。
- 3 防衛生産基盤強化法第18 条第6項の規定による補助金 の全部又は一部に相当する額 の国庫納付の命令に関するこ と。
- 4 防衛生産基盤強化法第19 条第1項の規定による装備移 転支援業務に関する事業計画 書及び収支予算書の認可に関 すること。
- 5 防衛生産基盤強化法第23

条第1項の規定による装備移転支援業務に関する必要な報告又は資料の提出の求め及び立入検査並びに防衛生産基盤強化法第24条の規定による装備移転支援業務に関すること。

装備保全管理課長

- 1 秘密の取扱いに関する適格 性の付与等に関すること。
- 2 装備品等秘密訓令第3条第2項の規定による装備品等秘密密の指定及びその指定の有効期間の定め並びに同条第3項の規定による通知に関すること。
- 3 装備品等秘密訓令第9条の 規定による下請負者に装備品

等秘密文書等を送達するため の許可に関すること。

- 4 防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令(平成27年防衛装備庁訓令第25号。以下「特防秘庁訓令」という。)第15条から第18条までの規定による特別防衛を変更、解除、標記等及び通知の承認に関すること。
- 5 特防秘庁訓令第22条、第 29条、第38条及び第44 条の規定による特別防衛秘密 の製作、複製、送達、伝達、 保管、貸出及び破棄に関する ことについての指示、承認又 は許可に関すること。

- 6 特防秘庁訓令第24条の規 定による特別防衛秘密の委託 の許可に関すること。
- 7 特定秘密の保護に関する法 律第6条第2項の規定による 特定秘密の提供に係る他の行 政機関の長との協議に関する こと。
- 8 特定秘庁訓令第41条第1 項の規定による内閣保全監視 委員会からの求めへの対応に 関すること。
- 9 特定秘庁訓令第42条第1 項の規定による内閣府独立公 文書管理監が行う求めへの対 応及び同条第2項の規定によ る内閣府独立公文書管理監へ の提出又は報告の措置に関す

ること。

- 1 0 特定秘庁訓令第44条第 2項の規定による内閣保全監 視委員会及び内閣府独立公文 書管理監への報告に関するこ と。
- 1 1 防衛装備庁における特定 秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令第28 27年防衛装備庁訓令第28 号。以下「適性評価訓令」という。)第2章に規定する防衛装備で職員(装備政策部長を済るで発力である。)及び第3章に規定するである。 する適性評価の実施に関すること。
- 12 適性評価訓令第26条第

- 3項、第27条第5項及び第 28条第1項の規定による防 衛装備庁職員に対する適性評 価についての苦情の処理に関 すること。
- 1 3 適性評価訓令第 5 6 条第 2 項の規定による内閣保全監 視委員会への報告に関するこ と。
- 14経済施策を一体的に講ずることに講する安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年第43号)第67条第4項(同法第70条第4項(同法第5項、第73条第5項、第73条第5項、第73条第5項、第分表第4項にいて準用する場合を含項に対して準用する場合を含項に対して

法第70条第4項及び第77 条第3項において準用する場合を含む。)の規定による内閣総理大臣からの保全審査等に関する協力の求め及び協議への対応に関すること。

6 プロジェクト管理部長専決事項

| 所掌する課長等 | 専決事項 |
|---------|----------------|
| 事業計画官 | 1 自衛隊の電波の監理に関す |
| | る訓令(平成18年防衛庁訓 |
| | 令第34号。以下「自衛隊電波 |
| | 監理訓令」という。)第4条 |
| | の規定に基づく電波使用状況 |
| | 調査に関する事務及び大臣へ |
| | の報告に関すること。 |
| | 2 自衛隊電波監理訓令第5条 |
| | の規定に基づく中長期電波使 |
| | 用見積りに関する事務に関す |

ること。

- 3 自衛隊電波監理訓令第6条 の規定に基づく中期電波使用 計画の大臣への報告に関する こと。
- 自衛隊電波監理訓令第8条 の規定に基づく周波数等の使 用及び周波数等の使用に係る 指定条件の変更等についての 大臣への申請並びに防衛装備 庁の電波の監理に関する訓令 (平成27年防衛装備庁訓令 第19号。以下「電波監理庁 訓令」という。)第6条の規 定に基づく長官官房装備官等 への周波数等の指定及び呼出 符号の指定の通知に関するこ ح 。

- 5 自衛隊電波監理訓令第11 条の規定に基づく移動局等の 開設に基づくの大臣のの 開設に係る申請書の大臣のの 提出及び電波監理庁訓令第9 条の規定に基づく長官付別で 係官等への承認後の変更人 ですること(承認後の変更と 再交付の場合を含む。)。
- 6 自衛隊電波監理訓令第19 条の規定に基づく承認書の返 納に関すること。
- 7 自衛隊電波監理訓令第20 条の規定に基づく検査官に対 する移動局等の検査命令に関 すること。
- 8 自衛隊電波監理訓令第23条第3項の規定に基づく移動局等の検査結果の大臣への報

告に関すること。

- 9 自衛隊電波監理訓令第28条の規定に基づく資格試験に関する事務に関すること。
- 1 0 電波監理庁訓令第13条 第1項の規定に基づく長官官 房装備官等に対する検査官適 格者推薦の指示並びに同条第 4項の規定に基づく検査官の 命免及び長官官房装備官等へ の通知に関すること。
- 1 1 固定局開設等に関する事 務に関すること。
- 12 自衛隊の訓練等に必要な制限水域の設定及びこれに伴 う損失補償に関する訓令(平 成19年防衛省訓令第63 号。以下「損失補償訓令」と

いう。)第5条第3項の規定に基づく地方協力局長への協議並びに変更基本計画書の作成及び通知に関すること(同条第4項に該当するものを除き、取得事業の一環として扱われる事業に限る。)。

- 13 損失補償訓令第5条第5 項の規定に基づく地方協力局 長及び関係する地方防衛局長 への通知に関すること(取得 事業の一環として扱われる事 業に限る。)。
- 14 自衛隊の使用する自動車 に関する訓令(昭和45年防 衛庁訓令第1号。以下「自動 車訓令」という。)第23条 第1項の規定に基づく提出に

関すること(取得事業の一環 として扱われる事業に限 る。)。

- 1 5 自衛隊の自動車の保安基 準の緩和に係る認定の申請及 び通知に関すること(取得事 業の一環として扱われる事業 に限る。)。
- 16 特定物質の製造等に関する訓令(平成7年防衛庁訓令 第48号)第9条第2項の規定基づく特定物質の使用に係る大臣への報告に関すること(取得事業の一環として扱われる事業に限る。)。
- 17 防衛装備庁における特定 物質の製造等に係る通知に関 すること(取得事業の一環と

して扱われる事業に限る。)。

事業監理官

- 防衛大臣から通知された実用試験成果報告の評価結果の関係部署への通知に関すること。
- 2 他省庁からの省庁間協力に よる便宜供与の要請に関する 事務次官通達の関係部署(実 施機関)への通知に関するこ と(取得事業の一環として扱 われる事業に限る。)。
- 3 防衛省が開発等を行った装備品等の部外転用に係る技術 資料等の利用に関する使用申 請の承認に関すること(プロジェクト管理部の所掌に属するものに限る。)。

4 防衛省が開発等を行った装備品等の部外転用に係る技術 資料等の利用に関係する幕僚 長との協議に関すること(プロジェクト管理部の所掌に属するものに限る。)。

事業監理官及び 装備技術官

- 1 標準化訓令第16条第2項 の規定に基づく仕様の協議に 関すること。
- 2 標準化訓令第16条第3項 の規定に基づく開発された装 備品等に係る仕様書の作成に 必要な資料の送付に関するこ と。
- 3 標準化訓令第18条の規定 に基づく仕様書の内容の通知 に関すること。
- 4 電子計算機システムの整備

に係る仕様の協議に関すること。

7 技術戦略部長専決事項

| 所掌する課長等 | 専決事項 |
|---------|----------------|
| 技術戦略課長 | 1 防衛装備庁研究発表会(部 |
| | 内)の実施通達に関するこ |
| | と。 |
| | 2 防衛装備庁技術シンポジウ |
| | ムの実施に係る大臣官房長等 |
| | への通知に関すること |
| 技術計画官 | 1 外部評価委員会の委員の委 |
| | 嘱に係る依頼に関すること。 |
| | 2 防衛装備庁受託試験研究規 |
| | 則(昭和33年総理府令第2 |
| | 8号)第3条の規定に基づく |
| | 受託契約に関すること。 |
| | 3 装備品等の研究開発に関す |
| | る訓令(平成27年防衛省訓 |

令第37号)第6条第4項の 規定に基づく受託試験研究の 毎年度の実施状況についての 防衛大臣への報告に関するこ と。

- 4 損失補償訓令第5条第3項 の規定に基づく地方協力局長 への協議並びに変更基本計画 書の作成及び通知に関すること(同条第4項に該当するもの及び取得事業の一環として扱われる事業を除く。)。
- 5 損失補償訓令第5条第5項 の規定に基づく地方協力局長 及び関係する地方防衛局長へ の通知に関すること(取得事 業の一環として扱われる事業 を除く。)

- 6 独立行政法人宇宙航空研究 開発機構に対する試験依頼に 関する事務に関すること(取 得事業の一環として扱われる 事業を除く。)。
- 新空機の運航に関する訓令
 (昭和31年防衛庁訓令第34号。以下「航空機運航訓令」という。)第13条の2第3項の規定に基づく物件の2第2に基づくの承認に関するに関するに関するに関するに関する。
 (年度業務計画の執行にとりものに限る。取得事業をより。)。
- 8 航空機運航訓令第14条の 規定に基づく場外離着陸につ いての承認に関すること(年

度業務計画の執行に伴うもの に限る。取得事業の一環とし て扱われる事業を除く。)。

- 1 0 火薬類取扱い訓令第5条 第1項の規定に基づく製造施 設の完成検査に係る大臣への 報告及び同検査結果の通知に 関すること。

- 1 1 火薬類取扱い訓令第8条 第2項の規定に基づく火薬類 製造保安責任者等の選解任及 び大臣への報告に関するこ と。
- 1 2 火薬類取扱い訓令第9条 第1項の規定に基づく危害予 防規程の変更に係る大臣への 上申及び同危害予防規程の承 認の通知に関すること。
- 1 3 火薬類取扱い訓令第12 条第1項の規定に基づく火薬 庫の構造等の変更並びに第1 4条第1項の規定に基づく貯 蔵火薬類等の変更に係る大臣 への上申及び承認の通知に関 すること。
- 14 火薬類取扱い訓令第16

条第1項の規定に基づく火薬 庫の保安検査結果についての 大臣への報告に関すること。

- 15 火薬庫検査官の補助者の 選解任に関すること。
- 1 6 核原料物質、核燃料物質 及び原子炉の規制に関する法 律(昭和32年法律第166 号。以下「原子炉規制法」と いう。) 第55条第2項の規 定に基づく承認事項の変更に ついての原子力規制委員会へ の届出に関すること。
- 17 原子炉規制法第57条の 3第1項の規定に基づく核物 質防護管理者の選任及び同条 第2項の規定に基づく選任の 原子力規制委員会への届出に

関すること。

- 18 原子炉規制法第67条第 1項及び国際規制物資の使用等に関する規則(令和6年原子力規制委員会規則第4号)第48条の規定に基づく原子力規制委員会への報告に関すること(技術戦略部の所掌に限る。)。
- 19 放射性同位元素等の規制 に関する法律(昭和32年法 律第167号。以下「放射性 同位元素等規制法」という。) 第3条の2第2項及び第3項 の規定に基づく使用の届出事項の規定に基づく表示付認証機 の規定に基づく表示付認証機 の規定に基づく表示付認証機 器の使用をする者の届の事項

の変更、第10条の規定に基 づく使用施設等の承認事項の 変更並びに第21条第3項の 規定に基づく放射線障害予防 規定の変更についての原子力 規制委員会への届出に関する こと。

- 2 1 放射性同位元素等規制法 第12条の9第1項の規定に 基づく使用施設の定期検査に つい原子力規制合一系 申請及が財性同位元素等 制省令第14条の19の規制 制省令第24を受けた定期 に基づさること。 送付に関すること。
- 2 2 放射性同位元素等規制法 第 3 4 条第 1 項の規定に基づ く放射線取扱主任者の選任及 び同条第 2 項の規定に基づく 原子力規制委員会への届出に 関すること。
- 23 高空における放射能調査 (測定及び分析の結果が異常の無い場合に限る。) につい

ての報告及び通知に関すること。

- 2 4 自動車訓令第23条第1 項の規定に基づく提出に関す ること(取得事業の一環とし て扱われる事業を除く。)。
- 2 5 自衛隊の自動車の保安基 準の緩和に係る認定の申請及 び通知に関すること(取得事 業の一環として扱われる事業 を除く。)。
- 2 6 特定物質の製造等に関す る訓令第 9 条第 2 項の規定に 基づく特定物質の使用に係る 大臣への報告に関すること(取得事業の一環として扱われ る事業を除く。)。
- 27 防衛装備庁における特定

物質の製造等に係る通知に関すること(取得事業の一環として扱われる事業を除く。)

- 2 8 航空法施行規則(昭和2 7年運輸省令第56号)第1 75条の規定に基づく申請に 対する許可の岐阜試験場長へ の通知に関すること(取得事 業の一環として扱われる事業 を除く。)。
- 2 9 航空法施行規則第198 条の規定に基づく申請に対す る許可の岐阜試験場長への通 知に関すること(取得事業の 一環として扱われる事業を除 く。)。
- 3 0 航空法施行規則第198 条の3の規定に基づく申請に

対する許可の岐阜試験場長への通知に関すること(取得事業の一環として扱われる事業を除く。)。

- 3 1 火薬類取扱い訓令第 1 1 条の規定に基づく火薬庫の設置申請に対する承認の関係部署への通知に関すること。
- 3 2 火薬類取扱い訓令第15 条の規定に基づく火薬庫の用 途を廃止したときの防衛大臣 への報告に関すること。
- 3 3 放射性同位元素等規制法 第12条の10の規定に基づ く定期確認の申請及び防衛装 備庁における定期確認証の関 係部署への通知に関するこ と。

技術振興官

- 1 職員等が研究論文等を部外へ発表する場合の承認に関すること。
- 2 装備品等の標準化の実施に 関する申請、協議等に関する こと(技術戦略部の所掌に属 するものに限る。)。
- 3 特許等(実用新案及び意匠を含む。(及び職務発明(考案及び意匠の創作を含む。)
 に関する事務に関すること。
- 4 防衛省が開発等を行った装備品等の部外転用に係る技術 資料等の利用に関する使用申 請の承認に関すること(技術 戦略部の所掌に属するものに 限る。)。
- 5 防衛省が開発等を行った装

備品等の部外転用に係る技術 資料等の利用に関係する幕僚 長との協議に関すること(技 術戦略部の所掌に属するもの に限る。)。

- 6 安全保障技術研究推進委員 会の委員委嘱に係る依頼に関 すること。
- 7 プログラム著作権の取扱い に関すること。
- 8 日本国とアメリカ合衆国と の間の相互防衛援助協定に基 づく日本国に対する一定の防 衛分野に対する技術上の知識 の供与に関する交換公文の実 施に関すること。

| 所掌する課長等 | 専決事項 |
|---------|----------------|
| 調達企画課長 | 1 省指名停止権者たる長官か |
| | らの指名停止を行った者の報 |
| | 告に関すること。 |
| | 2 指名停止措置要領の疑義が |
| | 生じた場合の協議に関するこ |
| | と。 |
| | 3 調達実施訓令第12条第2 |
| | 項の規定に基づく予算の増額 |
| | を示達残額(同一の目の細分 |
| | の契約余剰金)のうち、10 |
| | 0万円の範囲で充当する場合 |
| | の承認に関すること。 |
| | 4 防衛装備庁における契約事 |
| | 務に関する訓令(平成27年 |
| | 防衛装備庁訓令第34号。以 |
| | 下「契約事務訓令」という。) |
| | 第13条に基づく競争契約に |

参加する者に必要な資格、申請の時期及び方法等についての公示並びにその他の公示に関すること。

- 5 契約事務訓令第4条に基づく調達実施計画に関すること。
- 6 契約事務訓令第11条の規 定に基づく調達の受託の承認 に関すること。
- 7 装備品等の標準化の実施に 関する申請、協議及び通知等 に関すること(調達管理部の 所掌に属するものに限る。)。
- 8 装備品等の類別の実施に関する申請及び通知等に関する こと。

- 9 調達品等に係る監督及び検 査に関する訓令(昭和44年 防衛庁訓令第27号。以下「 監督検査省訓」という。)第 16条第2項の規定に基づく 防衛大臣への報告に関するこ と。
- 1 0 調達実施訓令第7条の規 定に基づく地方調達の監督・ 検査に係る協力に関するこ と。
- 1 1 中央調達(調達実施訓令 第 3 条に規定する中央調達を いう。以下同じ。)により調 達する調達品等に係る監督及 び検査に関する訓令(平成2 7 年防衛装備庁訓令第 3 9 号。以下「監督検査庁訓」と

いう。)第4条第1項及び第2項の規定に基づく依頼に関すること。

- 1 2 監督検査庁訓第 2 8 条第 1 項の規定に基づく計画の作 成に関すること。
- 13 監督検査庁訓第43条第 1項の規定に基づく関係する 大臣官房長、防衛省本省の施 設等機関の長、各幕僚長、情 報本部長及び防衛監察監との 協議に関すること。
- 1 4 監督検査庁訓第49条の 規定に基づく計画の承認に関 すること。
- 1 5 監督検査庁訓第50条第2項の規定に基づく計画の承認に関すること。

- 1 6 監督検査庁訓第 5 5 条第 1 項の規定に基づく指示及び 同条第 3 項の規定に基づく報 告の受理に関すること。
- 17 装備品等の製造設備等の 認定に関する訓令(昭和50 年防衛庁訓令第44号。以下 「認定省訓」という。)第3 条第1項の規定に基づく認定 に関すること。
- 18 認定省訓第3条第2項の 規定に基づく陸上幕僚長、海 上幕僚長、航空幕僚長及び地 方防衛局長への依頼に関する こと。
- 19 認定省訓第5条第1項及び第3項の規定に基づく認定計画の作成及び変更に関する

こと(陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び地方防衛局長との協議に関することを含む。)。

- 20 認定省訓第7条の規定に 基づく公示に関すること。
- 21 認定省訓第13条、第1 7条第1項及び第3項並びに 第18条第2項及び第3項の 規定に基づく通知に関すること。
- 2 2 認定省訓第 1 4 条の規定 に基づく認定品目表の作成及 び送付に関すること。
- 2 3 認定省訓第18条第1項 の規定に基づく認定の取消し に関すること。
- 24 認定省訓第19条第1項

- の規定に基づく認定審査会への諮問に関すること。
- 2 5 認定省訓第19条第4項 の規定に基づく陸上幕僚長、 海上幕僚長、航空幕僚長及び 地方防衛局長との協議に関す ること。
- 2 6 認定省訓第 2 0 条の規定 に基づく陸上幕僚長、海上幕 僚長、航空幕僚長及び地方防 衛局長との協議及び防衛大臣 への報告に関すること。
- 2 7 防衛装備庁における装備 品等の製造設備等の認定に関 する訓令(平成27年防衛装 備庁訓令第37号。以下「認 定庁訓」という。)第3条第 2項の規定に基づく通知に関

すること。

2 8 認定庁訓第 1 3 条第 1 項 及び第 2 項の規定に基づく承 認並びに同条第 5 項の規定に 基づく通知に関すること。

原価管理官

- 1 契約の相手方が提出等する 資料の信頼性確保のための施 策に係る臨時調査の代行に際 しての調査の依頼元に対する 職員の差出しの要求に関する こと。
- 2 契約の相手方が提出等する 資料の信頼性確保のための施 策に係る通知に関すること。
- 3 中央調達に係る制度調査及び輸入調達調査等における計画の作成及び変更に関すること。

- 4 中央調達に係る制度調査及び輸入調達調査等における報告の受理に関すること。
- 5 作業効率化促進制度に係る 周知に関すること。
- 6 作業効率化促進制度基本計 画書の作成に関すること。
- 7 作業効率化促進制度に係る 調査、打診及び申し入れに関 すること。
- 8 作業効率化促進制度基本計画書の変更に関すること。
- 9 作業効率化計画書の作成の 依頼に関すること。
- 10 作業効率化計画書の修正に関すること。
- 1 1 中央調達に係る作業効率 化促進制度における報告の受

理、通知及び承認に関すること。

- 1 2 中央調達に係る作業効率 化促進制度における修正の依 頼に関すること。
- 1 3 原価改善提案審査会に大 臣官房等の関係課室長等を招 集するための長官名による依 頼に関すること。

9 調達事業部長専決事項

| 所掌する課長等 | 専決事項 | | | | |
|---------|----------------|--|--|--|--|
| 調達事業部に置 | 1 秘密に属する文書等を契約 | | | | |
| かれる課長に準 | 相手方に貸与するための大臣 | | | | |
| ずる職及びこれ | 官房長、防衛省本省の施設等 | | | | |
| に置かれる室の | 機関の長、各幕僚長、情報本 | | | | |
| 長 | 部長、防衛監察官及び地方防 | | | | |
| | 衛局長 (以下「大臣官房長等 | | | | |
| | 」という。)への依頼に関す | | | | |

ること。

- 2 装備品等秘密訓令第3条第 1項、第4条第1項及び第5 条第1項の規定による書面又 は電磁的記録の案の作成及び 防衛大臣に対する報告に関す ること。
- 3 装備品等秘密訓令第12条 の規定による防衛大臣に対す る装備品等秘密文書等の管理 状況の報告に関すること。
- 4 調達品等の監督・検査に係る指導又は指示に関すること。
- 5 認定省訓第9条第1項の規定に基づく陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び地方防衛局長への依頼に関するこ

ے ہ

- 認定省訓第10条第2号ウ 及びエ(第16条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく陸上幕僚長、 の規定に基づく陸上幕僚長及び 地方防衛局長との協議及び基 準の設定に関すること。
- 7 認定省訓第11条(第16 条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく 陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び地方防衛局長との協議及び認定検査実施要領の作成に関すること。
- 8 認定省訓第16条第2項の 規定に基づく陸上幕僚長、海 上幕僚長、航空幕僚長及び地

方防衛局長との協議及び依頼 に関すること。

- 9 認定庁訓第6条第2項(第 10条第4項において準用す る場合を含む。)の規定に基 づく指示に関すること。
- 10 調達実施訓令第13条に 基づく仕様書に定める技術的 要求事項(初回試験、技術確認試験及び第1種技術変更提案等)に関する協議その他監督・検査業務処理上必要な事項に係る大臣官房長等との協議に関すること。
- 1 1 自衛隊電波監理訓令第 4 条の規定に基づく電波使用状 況調査に関する事務及び大臣 への報告に関すること(中央

調達に限る。)。

- 2 自衛隊電波監理訓令第1 1条の規定に基づく移動局等 の開設に係る申請書の大臣へ の提出及び第15条の規定に 基づく承認書の当該申請部署 への送付に関することの場合を 後の変更及び再交付の場合を 含む。中央調達に限る。)。
- 1 3 自衛隊電波監理訓令第1 9条の規定に基づく承認書の 返納に関すること(中央調達 に限る。)。
- 1 4 自衛隊電波監理訓令第 2 0条の規定に基づく検査官の 任免及び当該検査官の所属部 署への通知並びに検査官に対 する移動局等の検査命令に関

すること (中央調達に限 る。)。

- 1 5 自衛隊電波監理訓令第23条第3項の規定に基づく移動局等の検査結果の大臣への報告に関すること(中央調達に限る。)。
- 16 防衛装備庁におけるる予定 価格算定事務に関する訓令第 平成27年防衛装備庁訓令第 35号。以下「予定価格事務 訓令」という。)第9条から 第11条までの規定に基づいる 原価計算方式での契約金額上 位4社から20社までが計算での計算での 率並びに計算での関係がわかる 素と事業基準との関係がわた。 る資料の承認に関すること。

- 1 7 原価改善提案書の大臣官 房長等への意見照会に関する こと(調達総括官等専決事項 を除く。)。
- 1 8 原価改善提案等の採用又 は認定の可否についての大臣 官房長等への通知に関するこ と(調達総括官等専決事項を 除く。)。
- 19 インセンティブ契約に係 る確認試験実施要領について 大臣官房長等への意見照会に 関すること(調達総括官等専 決事項を除く。)。
- 2 0 契約事務訓令第20条の 規定に基づく特約条項、特殊 条項及び特別契約条項等の承 認並びに特例の承認に関する

こと。

- 2 1 契約事務訓令第 2 9 条の 規定に基づく特別の事情によ り単価契約又は後納契約を締 結しようとする場合の承認に 関すること。
- 2 2 標準化訓令第14条第2 項第1号及び第2号並びに同 条第4項の規定に基づく仕様 書の作成に関すること。
- 2 3 標準化訓令第 1 8 条の規 定に基づく仕様書の内容の通 知に関すること(装備品等の 研究を除く。)。
- 2 4 調達実施訓令第 1 5 条第 1項の規定に基づく指名随契 審査会の議決事項の決定に関 すること(分任支出負担行為

10 調達総括官等専決事項

所掌する課長等 専決事項 調達事業部に置 予定価格事務訓令第9条か 1 かれる課長に準 ら第11条までの規定に基づ ずる職及びこれ き原価計算方式での契約金額 に置かれる室の 上位21社以下の経費率並び 長 に計算項目及び計算要素と事 業基準との関係がわかる資料 の承認に関すること。 契約事務訓令第13条に基 づく競争参加資格者の資格の 決定に関すること。 原価改善提案書の大臣官房 長等への意見照会に関するこ と。 原価改善提案等の採用又は 認定の可否について大臣官房

長等への通知に関すること。

- 5 インセンティブ契約に係る 確認試験実施要領について大 臣官房長等への意見照会に関 すること。
- 6 契約事務訓令第18条の規 定に基づく随意契約に係る防 衛大臣承認の上申又は報告に 関すること。
- 7 契約事務訓令に基づく調達 実施に係る大臣官房長等との 協議に関すること。
- 8 認定省訓第11条(第16 条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく 陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び地方防衛局長との協議及び認定検査実施要領

| | の作成に関すること。 |
|-------|----------------|
| 艦船調達官 | 1 調達実施訓令第13条に基 |
| | づく誘導武器等の発射試験及 |
| | びフライトテストに関する大 |
| | 臣官房長等との協議及び通知 |
| | に関すること。 |
| | 2 日米了解事項覚書に基づく |
| | 誘導武器等の官有技術資料の |
| | 統制管理に関する事項に係る |
| | 大臣官房長等との協議及び通 |
| | 知に関すること。 |
| 輸入調達官 | 1 海外企業調査及び現地商社 |
| | 等調査実施計画の承認及び実 |
| | 施状況の報告に関すること。 |
| | 2 有償援助による調達の実施 |
| | に関する訓令(昭和52年防 |
| | 衛庁訓令第18号。以下「有 |
| | 僧援助訓令」という。)第1 |

- 0条第1項の規定に基づく輸入協議に係る防衛大臣への申請に関すること。
- 3 有償援助訓令第18条の規 定に基づく受領検査の実施に 関すること。
- 4 有償援助訓令別表注に係る 防衛大臣への承認申請及び承 認の通知に関すること。

11 課長等共通専決事項

| 所掌する課長等 | 専決事項 | | | | |
|---------|----------------|--|--|--|--|
| 長官官房及び各 | 1 課長等の下に置かれた職員 | | | | |
| 部に置かれる課 | の休暇及び超勤に関するこ | | | | |
| 長及びこれに準 | と。 | | | | |
| ずる職並びに調 | 2 軽易な照会、回答及び依頼 | | | | |
| 達事業部に置か | 等に関すること。 | | | | |
| れる室の長 | 3 監督検査省訓に基づく監督 | | | | |
| | 及び検査に関する事務及びそ | | | | |

れに付随する事務に関すること。

- 4 調達実施訓令に基づく調達 要求に関する事務及びそれに 付随する事務に関すること。
- 5 防衛装備庁の内部部局に勤務する職員の自衛隊の部隊等に対する宿泊給養の依頼に関すること。

12 長官官房総務官専決事項

- 1 入門証等の発行に関すること。
- 2 文書の管理及び整理保存の要領の細部に関す ること。
- 3 防衛省の広報活動に関する訓令(昭和35年 防衛庁訓令第36号)第6条及び第16条の規 定に基づく広報活動の実施計画の作成及び結果 の報告に関すること。

- 4 防衛省における認証局システムによる電子署名に関する訓令(平成15年防衛庁訓令第64号)第4条及び第5条の規定に基づく官職証明書の発行等に関すること。
- 5 旅券法(昭和26年法律第267号)第4条 に規定する公用旅券の発給請求申請に係る手続 き及び立入許可手続依頼等の外国出張に関する 手続に関すること。

13 長官官房人事官専決事項

- 1 身分証明書の発行に関すること。
- 2 職員の標準昇給に関すること。
- 3 防衛装備庁の内部部局に勤務する職員の在職 証明書等の発行に関すること。
- 4 任用予定期間が1年以内の非常勤職員の任免 に関すること。
- 5 定例的な人事関係報告書等の防衛大臣に対し て行う報告等並びに人事関係資料等の大臣官房

長、人事教育局長及び各幕僚長に対して行う通知、協議、依頼及び回答等に関すること。

- 6 俸給支給機関の長としての事務のうち、諸手 当の認定、公務災害補償費等及び若年定年退職 者給付金の手続に関すること。
- 7 退職手当に関すること。
- 8 国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117 号)第18条の規定に基づく公務員宿舎の貸与 及び明渡し、国家公務員宿舎法施行令第16条 の規定に基づく取扱い並びに維持管理に関する こと。
- 9 国家公務員法第73条第1項による国家公務 員福利厚生基本計画並びに国家公務員共済組合 法第1項及び第1項の2第7号に基づく厚生経 費の配分及び福利厚生活動に関すること。
- 10 防衛装備庁の内部部局に勤務する職員の講師の派遣に関すること。
- 11 表彰等に関する訓令(昭和30年防衛庁訓

令第49号)第18条及び第19条の規定に基づく精勤章の授与の決定に関すること。

- 12 自衛官が転官した場合の人事記録の移管について任命権者への依頼に関すること。
- 13 欠員状況報告に関すること。
- 14 技能・労務職員の採用状況の大臣官房長への提出に関すること。
- 15 事務官等の採用手続に係る通知等に関する こと。
- 16 調達関係職員在職状況調査に関すること。
- 17 人事異動通知書写の送付に関すること。
- 18 履歴証明に関すること。
- 19 防衛装備庁の内部部局に勤務する職員に対する扶養手当及び児童手当の決定に関すること。
- 2 0 児童手当及び特例給付の支給状況報告に関すること。
- 2 1 航空従事者年間飛行規則(昭和30年防衛

庁訓令第41号)第3条の規定に基づく航空従 事者の年間飛行委託に関すること。

- 22 年間飛行計画の作成及び通知に関すること。
- 23 航空従事者の年間飛行記録の通知に関すること。
- 24 表彰等に関する訓令第34条の規定に基づく表彰事実の報告及び通報に関すること。
- 2 5 科学技術分野の文部科学大臣表彰科学技術 賞及び若手科学者賞受賞候補者の推薦(該当者 がある場合を除く。)に関すること。
- 2 6 科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫 功労者賞受賞候補者の推薦(該当者がある場合 を除く。)に関すること。
- 27 安全功労者内閣総理大臣表彰候補者の推薦 に関すること(該当者がある場合を除く。)。
- 2 8 防災功労者内閣総理大臣表彰候補者の推薦 に関すること(該当者がある場合を除く。)。

- 2 9 防衛省職員給与留守宅渡実施規則(昭和3 5年総理府令第48号)等に基づく職員に対す る給与の留守宅渡の決定に関すること。
- 3 0 国家公務員等の給与実態調査の提出に関す ること。
- 31 災害補償に係る報告に関すること。
- 3 2 外国旅行命令発令の大臣への報告に関する こと。
- 33 勤勉手当の支給状況についての人事教育局長への報告に関すること。
- 3 4 国の債権の管理等に関する法律(昭和31年法律第114号)第12条第1項の規定に基づく防衛装備庁の維持及び管理する宿舎の使用料債権の発生及び消滅の通知に関すること。
- 3 5 防衛装備庁が管理する宿舎の居住証明に関すること。
- 36 防衛装備庁の内部部局に勤務する職員に対する健康診断の実施に関すること。

- 3 7 健康管理訓令第 1 8 条の規定に基づく健康 診断書の大臣への提出に関すること。
- 38 定年前再任用職員(法第41条の2第1項 の規定により採用された職員をいう。)、再任 用隊員(法第45条の2第1項の規定により採 用された職員をいう。)及び非常勤職員の社会 保険に関する事務手続に関すること。
- 3 9 健康管理訓令第 2 1 条に基づく予防接種等 実施報告等の大臣への提出に関すること。
- 4 0 自衛隊における感染症対策に関する訓令(平成11年防衛庁訓令第27号)第6条及び第 11条に基づく訓令感染症の大臣への報告及び 訓令感染症に関する年度報告に関すること。
- 4 1 航空幕僚長に対する航空生理訓練実施の依頼に関すること。
- 4 2 永年勤続者表彰受賞者人員の大臣への報告 及び翌年度被表彰予定者数の人事教育局長への 通知に関すること。

- 4 3 懲戒手続に関する訓令(昭和29年防衛庁 訓令第11号)第31条第4項の規定に基づく 防衛大臣への報告に関すること。
- 44 年末年始及び選挙期間中の服務規律の保持に関すること。
- 4 5 定年前再任用及び再任用の決定等に係る通知に関すること。
- 4 6 定年前再任用及び再任用の状況の報告に関すること。
- 47 退職者に係る再就職状況の調査に関すること。
- 48 人事教育局長からの自殺防止についての通知文書に関すること。
- 4 9 人事教育局長からの叙勲等の資格者等の戸籍抄本(含附票)及び刑罰等調書の交付依頼に関すること。
- 5 0 隊員の分限、服務等に関する訓令(昭和3 0年防衛庁訓令第59号)第15条の2の規定

に基づく公務外海外渡航に関すること。

- 5 1 秋の藍綬褒章候補者の推薦に関すること (該当者がある場合を除く。)。
- 5 2 科学技術に関する黄綬、紫綬及び藍綬褒章 候補者の推薦に関すること(該当者がある場合 を除く。)。

14 長官官房会計官専決事項

- 1 装備品等の調達に係る予算執行の実績の報告 に係る支出負担行為実績報告書の大臣官房長へ の提出に関すること。
- 2 防衛省予算の執行実績の把握に係る各月の支 出負担行為及び支出決定の状況並びに各四半期 の前渡資金の執行実績に係る大臣官房長への報 告に関すること。
- 3 防衛装備庁の内部部局に勤務する職員に対す る給与証明に関すること。
- 4 監督検査省訓に基づく支出負担行為担当官補

助者の指名に関する事務に関すること。

- 5 監督検査省訓に基づく監督及び検査に関する 事務並びにそれに付随する事務に関すること。
- 6 防衛省所管国有財産取扱規則(平成18年防衛庁訓令第118号。以下「国有財産取扱規則」という。) 第29条の規定に基づく大臣への報告に関すること。
- 7 防衛省所管国有特許権等の管理に関する訓令 (昭和40年防衛庁訓令第2号)第4条の規定 に基づく大臣への報告に関すること。
- 8 防衛省所管国有財産(航空機)の取扱いに関する訓令(昭和40年防衛庁訓令第24号)第 9条に基づく大臣への報告に関すること。
- 9 防衛省所管国有財産(航空機)の取扱いに関する訓令第10条の規定に基づく大臣への報告に関すること。
- 1 0 防衛省所管国有財産(船舶等)の取扱いに 関する訓令(昭和52年防衛庁訓令第28号)

- 第11条の規定に基づく大臣への報告に関すること。
- 1 1 調達実施訓令に基づく調達要求に伴う官給 品及び貸与器材の交付に関する事務に関すること。
- 1 2 特定化学物質使用装備品等の調達状況及び 管理状況の報告に関すること。
- 13 自動車損害賠償保障事業賦課金相当額の調 査の回答に関すること。
- 1 4 施設別環境保全状況の調査結果の大臣官房 長への報告に関すること。
- 15 会計機関等への事務の委任等に係る防衛大 臣に申請し承認を受けた結果の関係部署への通 知に関すること(会計官の所掌に限る。)。
- 16 船舶安全法(昭和8年法律第11号)第5 条の規定に基づく国有財産(船舶)の定期検査 等受検に必要な申請書への押印に関すること。
- 17 防衛省における自衛隊の施設の取得等に関

する訓令(平成19年防衛省訓令第66号)に 規定する基本計画書(の変更)の事務に関する こと。

- 18 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第116条の規定に基づく検査員の任命に関すること。
- 19 防衛省予算の執行手続に関する訓令(昭和 32年防衛庁訓令第29号)第3条及び第4条 の規定に基づく支出負担行為計画予定総表、支 払計画予定総表及び示達要求総括表の大臣への 提出に関すること。
- 2 0 会計法(昭和22年法律第35号)第39 条第2項の規定に基づく資金前渡官吏の任命に 関すること(同項に規定する委任を受けた場合 に限る。)。
- 2 1 関税定率法(明治43年法律第54号)第 15条第1項の規定に基づく学術研究用品の免 税申請書の提出に関すること。

- 2 2 関税定率法施行令(昭和29年政令第15 5号)第26条の規定に基づく特定用途免税貨物の用途外使用及び使用場所の変更の届出等並びに第37条の規定に基づく再輸出免税貨物の用途外使用の届出等に関すること。
- 23 調達実施訓令に基づく調達に関する事務並びにそれに付随する事務に関すること。
- 2 4 装備品等の統計調査に関する訓令(昭和3 4年防衛庁訓令第69号)第4条の規定に基づ く調査報告に関すること。
- 25 国の所有に属する自動車等の交換に関する 法律(昭和29年法律第109号)に基づく自 動車等の交換についての承認に関すること。
- 2 6 物品管理訓令第 1 8 条第 1 項の規定に基づ く物品の不用決定の承認に関すること。
- 27 物品管理訓令第19条第1項の規定に基づ く有償貸付けの承認に関すること。
- 28 物品管理訓令第28条第1項及び第2項の

規定に基づく検査員の任命に関すること。

- 29 物品管理訓令第12条第1項の規定に基づ く管理換の命令に関すること。
- 3 0 物品管理訓令第 1 6 条第 1 項の規定に基づ く物品の管理換の承認に関すること。
- 3 1 物品管理訓令第17条第2項の規定に基づく物品の寄附を受けようとする場合の長官の指示及び大臣の指示を受けるための上申に関すること。
- 3 2 防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲 与等に関する省令(昭和33年総理府令第1号) 第2条第1号及び同条第3号の規定に基づく物 品の貸付けについて長官の承認及び大臣の承認 を受けるための上申に関すること。
- 3 3 防衛省所管旅費取扱規則(平成18年防衛 庁訓令第109号)第2条第1項第4号の規定 に基づく赴任旅費支給上の在勤官署の指定(変 更を含む。)通知に伴う関係機関への通知に関

すること。

- 3 4 防衛省所管旅費取扱規則の運用に係る関係 機関への通知に関すること。
- 3 5 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律 第228号)に基づく輸出入の許可通知に関す ること。
- 3 6 物品管理訓令第 6 条第 1 項の規定に基づく 分類換の命令に関すること。
- 37 外国為替及び外国貿易法第48条の規定に 基づく経済産業大臣の許可を得るための防衛大 臣への上申に関すること。
- 38 防衛省所管物品管理取扱規則(平成18年 防衛庁訓令第115号。以下「物品管理取扱規 則」という。)第34条第5項の規定に基づく 物品亡失(損傷等)報告書による防衛大臣及び 長官への報告に関すること。
- 3 9 物品管理取扱規則第 3 4 条の規定に基づく 物品亡失(損傷等)について、物品管理法施行

令(昭和31年政令第339号)第39条の規定により検定を請求した、会計検査院の検定結果の該当する物品管理官等への通知(同上)に関すること。

- 4 0 物品管理訓令第22条及び第23条の規定 に基づく物品亡失(損傷等)について、長官か らの弁償の裁定の該当する物品管理官等への通 知に関すること。
- 41 外国出張における分任支出負担行為担当官の設置に関する事務に関すること。
- 4 2 物品管理訓令第7条第1項、第9条第2項 及び第3項並びに第10条第2項の規定に基づ く分任物品管理官、物品供用官及び物品出納官 の指定のための承認並びに物品管理取扱規則第 7条第4項の規定に基づく報告に関すること。
- 4 3 予算決算及び会計令第72条の規定に基づ く一般競争参加の資格審査及び有資格者名簿の 作成に関すること。

- 4 4 国有財産取扱規則第13条第1項の規定に 基づく登記の嘱託に関すること。
- 4 5 国有財産取扱規則第16条及び第20条の 規定に基づく所属替及び部局間使用の実施に関 する施設等機関等への通達並びに所属替受渡証 書の提出に関すること。
- 4 6 国有財産取扱規則第 2 0 条の規定に基づく 部局間の使用に係る事務に関すること。
- 47 国有財産取扱規則第41条から第44条までの規定に基づく国有財産増減及び現在額計算書等国有財産に係る報告に関すること。
- 4 8 防衛省所管国有財産(航空機)の取扱いに 関する訓令第7条及び防衛省所管国有財産(船 舶等)の取扱いに関する訓令第8条の規定に基 づく受領官の指名に関すること。
- 49 防衛装備庁における施設の取扱いに係る承認に関すること。
- 50 防衛省における自衛隊の施設の取得等に関

する訓令(平成19年防衛省訓令第66号)に 規定する実施計画書(の変更)の事務に関する こと。

- 5 1 防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令第22条の規定に基づく臨時的施設等の使用に係る手続に関すること。
- 5 2 都道府県条例に基づく特定大規模事業者の 地球温暖化対策事業活動温暖化対策計画書、排 出状況報告書及び結果報告書の提出に関するこ と。
- 53 環境保全関係事項に係る報告に関すること。
- 5 4 防衛装備庁所管国有財産(船舶等)を供用 する場合の供用事務担当官への通知に関するこ と。
- 5 5 防衛装備庁所管国有財産(船舶等)の廃止 をする場合の供用事務担当官への通知に関する こと。

- 5 6 防衛装備庁所管国有財産(船舶等)の売払いをする場合の防衛大臣に対する申請に関すること。
- 5 7 防衛装備庁所管国有財産(船舶等)の取扱いに際し、防衛大臣及び会計検査院に対する被害報告に関すること。
- 5 8 防衛装備庁所管国有財産(船舶等)の取扱いに際し、物品への編入による分任物品管理官への通知に関すること。
- 5 9 防衛装備庁所管国有財産(航空機)を取得 した場合の防衛大臣に対する報告に関するこ と。
- 6 0 防衛装備庁所管国有財産(航空機)の所管 換及び所属替による受渡し並びに供用事務担当 官への通知に関すること。
- 6 1 防衛装備庁所管国有財産(航空機)の部局間使用を行う場合の供用事務担当官への通知に関すること。

- 6 2 防衛装備庁所管国有財産(航空機)の用途 廃止する場合の防衛大臣への申請に関するこ と。
- 6 3 防衛装備庁所管国有財産(航空機)の物品 への編入による分任物品管理官への通知に関す ること。
- 6 4 防衛装備庁所管国有財産(航空機)の被害報告及び復旧有無の供用事務担当官への通知に関すること。
- 15 長官官房監察監査・評価官専決事項

- 1 防衛省の会計監査に関する訓令(昭和33年 防衛庁訓令第40号)第15条第2項の規定に 基づく会計実地監査結果の大臣への報告に関す ること。
- 2 会計検査院実地検査受検調書の会計検査院へ の提出に関すること。
- 3 会計監査実施状況の大臣官房長への報告に関

すること。

- 4 会計検査院の会計実地検査に係る通知等に関 すること。
- 5 防衛装備庁の会計監査に関する訓令(平成2 7年防衛装備庁訓令第33号)第5条及び第6 条の規定に基づく書面監査及び実地監査(定期 監査に限る。)の実施に関すること。
- 6 予算決算及び会計令第116条の規定に基づ く検査員の任命に関すること。
- 16 装備政策部装備政策課長専決事項

- 1 防衛生産基盤強化法第8条第1項の規定による装備品安定製造等確保計画の作成及び提出の 促しに係る報告又は資料の提出の求めに関する こと。
- 2 防衛省所管国有財産(施設)の取扱いに関す る訓令(昭和38年防衛庁訓令第30号)の規 定により供用事務担当官として指定を受けた長

官が行う事務に関すること(防衛生産基盤強化 法第29条に規定する指定装備品製造施設等に 関するものに限る。)。

17 装備政策部装備保全管理課長専決事項

- 1 装備品等秘密訓令第4条第2項の規定による 装備品等秘密の指定の有効期間の延長並びに同 条第3項の規定による書面の交付及び延長後の 装備品等秘密の指定の有効期間の表示に関する こと。
- 2 装備品等秘密訓令第 5 条第 2 項の規定による 装備品等秘密の指定の解除並びに同条第 3 項の 規定による通知及び装備品等秘密の指定の有効 期間の表示の抹消に関すること。
- 3 装備品等秘密訓令第10条第1項の規定による装備品等秘密文書等の複製又は製作における 装備品等秘密の指定等及び送達等に関すること。

18 プロジェクト管理部事業監理官専決事項

専決事項

技術試験、所内試験及び所内研究等を実施するために必要な各自衛隊等(統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、情報本部、地方防衛局をいう。以下同じ。)に対する業務支援の依頼及び各自衛隊等から依頼される業務支援に関する手続に関すること(取得事業の一環として扱われる事業に限る。)。

19 技術戦略部技術計画官専決事項

- 1 国の債権の管理等に関する法律第12条の規定に基づく歳入徴収官への通知に関すること(防衛装備庁受託試験研究規則の実施に伴い発生した債権に限る。)。
- 2 技術試験、所内試験及び所内研究等を実施するために必要な各自衛隊等(統合幕僚監部、陸

上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、防衛大学 校、防衛医科大学校、防衛研究所、情報本部、 地方防衛局をいう。以下同じ。)に対する業務 支援の依頼及び各自衛隊等から依頼される業務 支援に関する手続に関すること(取得事業の一 環として扱われる事業を除く。)。

2 0 技術戦略部技術振興官専決事項

専決事項

- 1 NTIS資料の印刷配布に関すること。
- 2 技術振興官が調査、収集した国内外技術資料 の複製配布に関すること(重要なもの若しくは 異例なもの又は秘の指定のあるものを除く。)。

2 1 調達管理部調達企画課長専決事項

- 1 競争参加資格決定の申請者への通知に関すること。
- 2 契約事務訓令第9条第1項第2号の規定に基

づく予算増額に係る大臣官房長等との協議及び 通知に関すること。

- 3 インセンティブ契約制度等の適用状況等の報告に関する事項に関すること。
- 4 監督検査庁訓第3条第3項(同条第4項及び 第5項において準用する場合を含む。)の規定 に基づく支出負担行為担当官補助者任命書の送 付に関すること。

22 調達事業部物別官及び物別室長専決事項

- 1 契約事実に関する証明に関すること。
- 2 契約の相手方から提出された特別防衛秘密、 特定秘密又は秘密に属する文書等の登録申請、 官給品支給申請及び貸付品申請に関する大臣官 房長等への長官名による依頼に関すること。
- 3 監督検査庁訓第4条第1項に定める監督・検査職員所属区分変更通知書の送付に関すること。

23 調達事業部輸入調達官付有償援助調達室長専決事項

専決事項

有償援助による調達に関する事務のうち、次に掲 げる事項に関すること。

- (1) 有償援助訓令第15条第1項第3号に基づ く通関業務の委任の証明に関すること。
- (2) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定(昭和29年条約第6号)第6条に基づく免税証明を受けるための米軍補給所の出荷票の写し等の防衛大臣への提出に関すること。
- 2 4 施設等機関の長専決事項

- 1 標準化訓令第14条第2項第3号及び第4項 の規定に基づく仕様書の作成に関すること。
- 2 防衛装備庁外の者の施設等機関の見学に関す ること。

- 3 施設等機関に勤務する職員の自衛隊の部隊等 に対する宿泊給養の依頼に関すること。
- 4 施設等機関に勤務する職員に対する超過勤務に関すること。
- 5 施設等機関に勤務する職員の講師派遣に関すること。
- 6 施設等機関に勤務する隊員の航空機への搭乗 承認に関すること。
- 7 部外者の航空機への搭乗依頼に関すること。
- 8 施設等機関に勤務する職員に対する健康診断 の実施に関すること。
- 9 施設等機関に勤務する職員に対する財産形成 財産貯蓄に関する事務に関すること。
- 10 施設等機関に勤務する職員に対する勤務証明書に関する事務に関すること。

発簡記号·番号 発 簡 年 月 日

防衛装備庁長官 殿 (長官官房総務官気付)

発 簡 者 名

代決者の指定について (通知)

標記について、防衛装備庁における専決及び代決に関する訓令(平成27年)防衛装備庁訓令第24号)第6条の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

| 代決者(官職・氏名) | 代 | 決 | 0) | 範 | 囲 |
|------------|---|---|----|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 特記事項 | | | | | |

(令和 年 月 日 付)